

産業建設委員会会議録

日時 令和3年8月30日（月曜日）

午前10時開会 午前11時18分閉会

場所 第1委員会室

日程

1 開会

2 委員長挨拶

3 協議・説明事項

(1) 令和3年第3回（9月）定例会程議案等について

- ①令和3年度土浦市一般会計補正予算（第8回）（案）について（商工観光課，道路管理課）
- ②「土浦市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例」の一部改正（案）について（商工観光課）
- ③「土浦市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」の一部改正（案）について（都市計画課）
- ④市道の路線の認定（案）について（道路管理課）
- ⑤専決処分の報告について（道路管理瑕疵）（道路管理課）
- ⑥専決処分の報告について（住宅管理瑕疵）（住宅営繕課）

(2) 報告事項

- ⑦入札案件について（都市整備課，道路建設課，住宅営繕課，下水道課，水道課）
- ⑧中村南・西根南地区コミュニティ交通の運行計画について（都市計画課）
- ⑨「土浦市市街化調整区域に係る開発行為等の許可基準に関する条例」の一部改正に伴うパブリック・コメントの実施について（建築指導課）

(3) その他

- ⑩工事発注状況報告について（商工観光課，農林水産課，都市整備課，道路建設課，住宅営繕課，下水道課，水道課）

4 閉会

出席委員（8名）

委員長 平石 勝司

副委員長 柏村 忠志

委員 内田 卓男

委員 寺内 充
委員 矢口 清
委員 柳澤 明
委員 小坂 博
委員 勝田 達也

説明のため出席した者（13名）

副市長	栗原 正夫	産業経済部長	佐藤 亨
都市政策部長	船沢 一郎	建設部長	岡田 美德
農林水産課長	黒須 清一	農業委員会事務局長	羽成 信明
都市計画課長	飯泉 貴史	都市整備課長	平井 康裕
建築指導課長	櫻井 良哉	道路管理課長	浅岡 武徳
道路建設課長	草間 正志	下水道課長	滝田 昌暁
水道課長	和田 利昭		

傍聴者 0名

事務局職員出席者 松本 裕司

○平石委員長 ただ今から産業建設委員会を開催いたします。令和3年度土浦市一般会計補正予算（第7回）（案）について執行部から説明願います。

○羽成商工観光課長 令和3年度土浦市一般会計補正予算（第7回）について、説明いたします。第6款商工費5目観光費の観光事業、産業文化事業団本部運営補助金です。こちらの補正は、産業文化事業団において職員の中途退職が発生したことに伴う人件費増によるものでして、8月末日をもって退職します職員1名分の退職手当764万1,000円の増額補正をお願いするものです。補正予算の概要ですが、3ページをお願いいたします。退職手当の支給額積算につきましては、土浦市産業文化事業団の退職手当に関する規程に基づき、退職時における給料月額に退職事由及び勤続期間の区分に応じた支給率を乗じて算出しております。説明は、以上でございます。

○黒須農林水産課長 同じく別添資料1の4ページをお願いいたします。今回お願いいたします補正予算（案）につきましては、農業用河川工作物応急対策事業時負担金（桜川樋門地区）に伴います債務負担行為の設定案でございます。5ページをお願いいたします。この事業は、土浦市外十五ヶ町村土

地改良区で管理している農業用樋管が設置後約60年経過し、経年劣化に伴う修繕工事を県事業において3か年にわたり行うもので、本年度中に受益市町及び当該土地改良区において、当該事業負担金の分担についての協定書を締結する必要があることから、当該債務負担行為を設定するものでございます。6ページをお願いいたします。位置図でございます。場所は、上高津地内イオンモール土浦北側の桜川に設置されている樋管でございます。7ページをお願いいたします。施設の全景写真でございます。下の写真が樋管部分でございます。幅1.5メートル、高さ2.0メートル、長さ23メートルの構造物が4連でございます。8ページをお願いいたします。樋管内部の状況写真でございます。経年劣化により、コンクリート剥離が進行し、鉄筋等が露出している状況でございます。5ページにお戻りください。2番事業内容を御覧ください、ただ今の写真のように、経年劣化に伴うコンクリート剥離による鉄筋露出等が見受けられ、これらによる強度不足が進行し、構造が不十分となっており、治水機能が劣っている状況にあることから、洪水等からの安全を確保するための対策として、断面修復材のモルタル等を使用し、延命措置を図るものでございます。事業主体は、茨城県でございます。全体事業費といたしましては、1億5,300万円で、事業費の割合は土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針より以下のとおりでございます。これより、土浦市負担分は、合計124万2,360円でございます。県では、令和4年度に新規採択を目指し事業を進めていることから、国への申請手続は、今年度11月までに行うとしており、それまでに協定書の締結を必要としております。以上より、将来の予算を左右する義務負担を定める協定の締結に対しては、債務負担行為を設定する必要があることから、今回、令和4年度から令和6年度までの3か年において、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。説明は、以上でございます。

○**浅岡道路管理課長** 道路管理課です。恐れ入りますが9ページをお願いいたします。今回補正をお願いするものは、一般会計の歳出7款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費、事業名、道路維持補修事業におきまして、増額補正をお願いするものです。補正増の理由でございますが、10ページをお願いいたします。事業箇所は位置図の上にある点線部分で延長740メートルの区間で、この箇所最大30センチの沈下が見られ、道路の起伏や水たまりなど通行に支障があることから路盤工、舗装工5,550平方メートルの補修工事を実施するため、4,840万円の増額補正をお願いするものです。県道藤沢荒川沖線から県道小野土浦線までの延長約3,600メートルの区間におい

て、位置図の下にあります市道虫掛66号線改良工事が今年度末に完成予定でありますことから、全線開通に当たり、かなりの交通量の増加が見込まれ、通行の安全性やスムーズに走行ができるよう道路補修を実施するものです。

11ページをお願いします。上段が現況の断面図です。下段の写真が現況の写真となっております。説明は、以上でございます。よろしくをお願いします。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

○内田委員 虫掛藤沢線は、どういう工事をするのか。これまた5年後、6年後にやるしかないかと思うのだが、どうだい。

○浅岡道路管理課長 今回工事する内容でございますが、現在、アスファルトを削って、舗装するのですが、実際に工事を行ったのが23年でございます。それで現在30センチほど沈下しているのですけれど、工事竣工から10年経っていますので、沈下は止まったと判断しました。

○内田委員 大丈夫かい。何ていう地層だったかな。それ、分かっているんでしょう。

○浅岡道路管理課長 おっしゃったのは、マコモ層だと思うのですけれど、確認はしております。

○内田委員 大丈夫という過去の事例はあるのか。俺はそれが心配なんだよ。やるんならば、松杭打つとかしないと、また、ということにならないかい。例えばこの地区で田んぼの土壌改良やってるの知ってるでしょう。要は、コンバインが沈んちゃうんだよ、この辺。やばい所なんですよ。工事のやり方を変えないようだから、言いました。僕は、これで通しますけれど、よく考えないと、また同じ案件が出てくるような気がしているんだよ。

○浅岡道路管理課長 ただ今、内田委員からあったことを参考にしながら、考えながら施工のほうをさせていただきたいと思います。

○内田委員 部長も、特に副市長は初めて聞く話かもしれないけれど、同じお金を掛けるんだからさ、その辺はよく、現状をよく把握して判断したらいいのかなという思いです。以上です。

○平石委員長 はい。そのほか、ないようでしたら次に、土浦市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正（案）について執行部から説明願います。

○羽成商工観光課長 商工観光課でございます。資料の2ページをお開き願います。土浦市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正（案）について、説明

いたします。本条例は、本市の中小企業向け金融制度の損失補償金について、二重債務問題への対応や、中小企業の再生支援に資すると判断される場合、市が保証協会から回収納付金を受け取る権利を放棄し、中小企業等の事業再生を図るものです。改正理由ですが、本条例におきましては、条例の本文中に産業競争力強化法の条番号を引用していますことから、この度の同法の改正に伴い、引用条番号が変更となる部分等について、改正が必要となったものであります。改正内容につきましては、産業競争力強化法の改正により生じた条ずれの修正等として、内容につきましてはの変更はございません。資料3ページが改正条例の案文、資料4ページから5ページが、改正部分の新旧対照表となっています。また、施行日は公布の日とさせていただきます。以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

(「なし」との声あり)

○平石委員長 それでは次の案件に移りたいと思います。土浦市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正(案)について執行部から説明願います。

○飯泉都市計画課長 都市計画課でございます。つづきまして、土浦市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正(案)につきまして、説明をさせていただきます。サイドブックスの③をお願いいたします。それでは、表紙をおめくりいただきまして、2ページをお願いいたします。この度の条例改正につきましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー新法の改正に合わせまして、移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設に関する基準を定める省令の改正に伴い、市の条例の一部改正を行うものでございます。改正の概要についてでございますが、大きく二つございます。まず、一つ目といたしましては、移動等円滑化のための構造基準につきまして、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路の構造基準を追加するものでございます。具体的に申し上げますと、自転車歩行者専用道路の幅員は、4メートル以上、歩行者専用道路は2メートル以上とする文言を加えるものでございます。二つ目といたしまして、旅客特定車両停留施設の構造基準を追加するものでございます。この旅客特定車両停留施設につきましては、どのような施設かと申しますと、東京の新宿に整備されております新宿バスタのような旅客車両専用のターミナルを整備する際のバリアフリーに関する構

造基準を追加するものでございまして、通路には、車いすに支障となる段差を設けないことなどを記載するものでございます。また、合わせまして、条ずれや文言整理等を行うものとなっております。次のページからは改正条例案、11ページからは条例の新旧対照表となっております。説明は、以上となります。よろしくお願いいたします。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

○寺内委員 県のほうにお願いなんですけど、駅前の道路の歩道のところに砂を敷いてタイルを乗せているだけなので、凹凸がひどいんですよ。そのために高齢者が駅の下にシニアカーで買い物に来たときに段差が乗り越えられないのを見かけるので、綺麗な舗装にしたほうがいいのかなと思うんですよ。できれば県のほうにお願いしてほしい。バリアフリー新法だといっても、土浦の駅前の通りがそうなっているのでは話にならないのでそれは後で、県のほうに行ってもらえませんか。

○飯泉都市計画課長 ただ今の件、確認させていただきまして、対応させていただきたいと思います。

○平石委員長 そのほか、よろしいでしょうか。

(「なし」との声あり)

○平石委員長 それでは次の案件に移りたいと思います。④市道の路線の認定(案)について執行部から説明願います。

○浅岡道路管理課長 道路管理課でございます。④市道の路線の認定(案)につきまして、御説明いたします。2ページをお願いいたします。市道の認定(案)につきましては、荒川沖東一丁目9号線右138号線の2路線でございます。市道認定路線の概要でございますが、いずれも、開発行為により新設された道路でありまして道路側溝が敷設され、舗装も完了しております。4ページをお願いいたします。はじめに、荒川沖東一丁目9号線は荒川沖駅の北東側に位置します、荒川沖東一丁目地内におきまして、株式会社アーネストワンによります開発面積約1,560平方メートル、6区画の宅地分譲予定地内に幅員6.0から9.0メートル、延長73.01メートルの市道を認定するものでございます。つづきまして、5ページをお願いいたします。次に、右138号線は、右138号線の南側に位置します右138号地内におきまして、株式会社グローバルホームによります開発面積約2,350平方メートル、8区画の宅地分譲予定地内に、幅員6.0から10.00メートル、延長71.59メートルの市道を認定するものでございます。以上の2路線

の市道認定につきまして、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

(「なし」との声あり)

○平石委員長 それでは次の案件に移りたいと思います。⑤専決処分の報告(道路管理瑕疵)について、執行部から説明願います。

○浅岡道路管理課長 道路管理課でございます。⑤専決処分の報告につきまして、御説明いたします。今回の報告は、道路管理瑕疵に係る物損事故の和解1件でございます。2ページをお願いいたします。事故の発生日時と場所につきましては、令和3年5月10日の午後4時頃、3ページに添付いたしました土浦市立乙戸小学校の西側に位置します土浦市乙戸南2丁目64番地先において発生した物損事故でございます。事故の概要としましては、相手方車両が市道乙戸南二丁目17号線から乙戸南二丁目5号線へ右折時に道路側溝に設置されたグレーチングが跳ね上がり、5ページ写真にありますように、車体の一部を破損したものでございます和解の概要といたしましては、土浦市が相手方に対し、損害額34万1,340円のうち過失割合100パーセントに当たる全額の34万1,340円を支払うことにより和解したものでございます。支払いにつきましては、損害保険にて対応しております。なお、4ページにあります写真が現場状況でございますが、外れたグレーチングにつきましては、直ちに補修をいたしております。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

○柳澤委員 グレーチングは、ボルトで留めてあるのか。

○浅岡道路管理課長 ボルトでは留めてございません。1枚1枚単独のものをキャップで留めて、跳ね上がりを防止しています。

○柳澤委員 上から押さえてるのか、横から留めるんじゃないかと。じゃあ、危ないな。またあるな、これは。横から留めるタイプのものはないのかな。上からキャップでは、長い間に外れちゃうよな。それと、普通、グレーチングの上なんか走らないよな、車はな。100対0というのは、おかしいと思うんだけど、どうだろう。

○浅岡道路管理課長 今回の箇所については、保険会社の立会を求めまして、グレーチングも道路の一部ということで、100パーセントとなっております。

○内田委員 こういう報告は委員会にされて10年以上になるかな。年々、

増えている。実はね、自動車業界自体も悪のりしている感じがするんだよね。商売だから、悪いとは言わないけれど、こういう事故があったときには、役所に請求できるんだよ、と。こういうことが、いわゆる市民権を得たというか。近隣市町村と、データを比較してみてもはどうだろう。結構大きな金額だし、保険だから予算上大したことないのかも知れないけれど、答えようがないか。

○浅岡道路管理課長 その都度事故には、対応しておりますが、委員おっしゃるとおり、過去に比べて増えているということがあるのかも知れませんので、確認してみようと思います。

○内田委員 これ、担当課長に言うのは気の毒なんだよ。全庁的にどうなのかという話だから。部長ね、こういう議論をしてもいいんじゃないかなというふうに思うから、言ってみただけど。これで板金とか、自動車業界が結構潤っているはずだよな。ちょっと考えてみたらと。以上です。

○勝田委員 保険は、メーター幾らかというような単価で入っているかと思うのですが、幾らくらい払っているのでしょうか。単価もできたら教えていただけたら。

○浅岡道路管理課長 正確な単価のほうは、今、把握しておりません。120万幾らかだと思うので、次回、報告させていただきます。

○勝田委員 思ったより安いですね、では、お願いします。

○平石委員長 ほかには、よろしいでしょうか。

(「なし」との声あり)

○平石委員長 それでは次の案件に移りたいと思います。⑥専決処分の報告(住宅管理瑕疵)について、執行部から説明願います。

○大貫住宅営繕課長 住宅営繕課でございます。専決処分の報告についてご説明いたします。資料番号の⑥の2ページをお願いいたします。今回の報告案件は、住宅管理瑕疵に係る損害賠償の和解1件でございます。事故の概要ですが、令和2年10月10日の午後11時頃、市営西板谷住宅110号棟2階203号室の床下給水管の継手箇所において、水漏れが発生したものです。この水漏れにより、階下に当たります1階103号室に水漏れの被害があったもので、ダイニングキッチンを始めとした室内が水濡れ状態となり、家財道具や家電製品等に被害が発生しております。和解の概要といたしましては、市が103号室にお住まいの方に対し、家財補償費等の損害額13万5,000円のうち、過失割合100パーセントに当たる全額の13万5,000円を支払うことにより和解したものです。4ページをお願いいたしま

す。事故発生時の現場の状況でございます。壁、床等の修繕については、市の修繕費で対応したところですので。説明は以上となります。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

○内田委員 この住宅は何年経ちますか。

○大貫住宅営繕課長 西板谷住宅は、全部で11棟ございまして、110号棟は、築27年でございます。

○内田委員 27年で配管がいつっちゃうんだね。

○大貫住宅営繕課長 材質によりますが、一般的な給水の配管が耐用年数35年程度とされており、それよりも長くもつものもあれば、今回のようなものもありますので、こういう市営住宅全体の長寿命化計画の中で、給水管の更新工事等も考えてまいりたいと考えております。

○平石委員長 ほかには、よろしいでしょうか。

(「なし」との声あり)

○平石委員長 それでは入札案件について、執行部から順次説明願います。

○平井都市整備課長 都市整備課でございます。資料は、サイドブックスのフォルダーの⑦入札案件について、別添資料7のサイドブックスページ2ページをお願いします。都市整備課で報告させていただく入札案件の一つ目は、8月31日執行の、指名競争入札案件で、工事件名、向台児童公園遊具撤去・設置工事でございます。内容ですが、昨年度に実施しました遊具点検結果において、更新の必要が生じたことから、位置図記載のとおり、乙戸南3丁目の、向台児童公園内の既存遊具を撤去し、新たに複合遊具を1基設置するものです。次にサイドブックスページ、3ページをお願いします。8月31日執行の、一般競争入札案件で、工事件名、亀城公園園路灯LED化工事でございます。内容ですが、位置図に記した亀城公園内の園路灯35台の水銀灯の園路灯をLED電球に交換を行う工事でございます。私からの説明は以上です。

○草間道路建設課長 道路建設課でございます。道路建設課の入札案件につきましては、6件でございます。4ページをお願いいたします。市道上高津新町5・7号線改良工事でございます。工事の場所につきましては、天川団地の北側に位置する上高津新町地内の生活道路でございます。工事の概要としましては、延長132メートルの区間におきまして、現況幅員約1.8メートルの道路を計画幅員4.0メートルに拡幅改良するもので、道路側溝を敷設し、舗装を整備する工事でございます。つづきまして、5ページをお願い

いたします。市道真鍋四丁目8号線実施設計委託でございます。委託の場所につきましては、土浦第一高等学校の北側に隣接する真鍋四丁目地内の生活道路でございます。委託の概要としましては、延長210メートルの区間におきまして、現況幅員約2.5メートルの道路を、計画幅員4.0メートルに拡幅改良するための設計委託でございます。つづきまして、6ページをお願いいたします。市道神立68号線実施設計委託でございます。委託の場所につきましては、神立地区コミュニティセンターの西側に位置する神立町地内の生活道路でございます。委託の概要としましては、延長100メートルの区間におきまして、現況幅員約3.6メートルの道路を、計画幅員4.0メートルに拡幅改良するための設計委託でございます。つづきまして、7ページをお願いいたします。市道東真鍋5号線実施設計委託でございます。委託の場所につきましては、土浦第二中学校の西側に位置する東真鍋町地内の生活道路でございます。委託の概要としましては、延長125メートルの区間におきまして、現況幅員約3.8メートルの道路を計画幅員4.0メートルに拡幅改良するための、設計委託でございます。つづきまして、8ページをお願いいたします。都市計画道路荒川沖木田余線（Ⅱ期）天王橋橋梁詳細設計委託でございます。委託の場所につきましては、川口ポンプ場の東側に位置する一級河川新川に架かる荒川沖木田余線の橋梁でございます。委託の概要としましては、現在の幅員18メートルの橋梁を幅員25メートルの橋梁に架替するため必要な橋梁の基礎及び橋台、上部工の設計などを行うものでございます。つづきまして、9ページをお願いいたします。市道虫掛66号線改良工事でございます。工事の場所につきましては、りんりんロード虫掛休憩所の北西側に位置する、新設道路でございます。工事の概要としましては、延長270メートルの区間におきまして、計画幅員8.0メートルから12.0メートルの新設道路を整備する工事でございます。長年、用地の問題により買収ができなかった路線でございますが、この度、未買収用地が全て取得できましたことから、工事を発注したものでございます。道路建設課の案件につきましては、以上でございます。

○大貫住宅営繕課長 住宅営繕課でございます。つづきまして、10ページをお願いいたします。中高津住宅2号棟給水管改修工事です。こちらは共用部分及び各戸内の給水管を新しい配管に更新する工事となります。同住宅は建設から40年経過しており、給水管の耐用年数が35年程度であるため、早急に実施するものです。現在、設計が完了し、年度末までの工期で進めてまいります。説明は以上となります。

○滝田下水道課長 下水道課でございます。同じく、別添資料7の入札案件につきまして、11ページをお願いします。国補公下維（委）第2号土浦市下水道総合地震対策計画策定業務委託でございます。亀城処理分区の合流地区の地震対策計画策定業務を行うものでございます。この地区は、土浦の下水道整備を行った中で、最も古い整備となりますので、改めて地震対策について調査するものでございます。なお、業務委託の範囲でございますが、177.5ヘクタールの調査を委託するものでございます。つづきまして、12ページをお願いします。国補都下第1号西根・竹の入都市下水路施設整備工事でございます。この工事は、中村西根地区から中村南地区周辺の浸水対策として、常総学院高校の西側に位置する都市下水路の流末付近にあたる箇所改修工事でございますが、平成24年度から防衛省の補助金を活用し事業を継続しております。今回の工事内容でございますが、昨年度に引き続き、水路幅2.2メートル、深さ1.9メートルの水路断面で、55メートル区間の工事を実施するものでございます。つづきまして、13ページをお願いします。市単公下第13号高津処理分区公共下水道（汚水）工事でございます。この工事箇所は、小松三丁目地内の要望路線でございます。工事内容につきましては、口径200ミリの汚水管渠を、94メートルの区間布設する工事でございます。下水道課は、以上の3件でございます。よろしくお願いたします。

○和田水道課長 水道課でございます。同じく、サイドブックの14ページをお願いします。土水新工第3号中村南一丁目地内配水管布設工事の2工区でございます。この工事は、地元の中村簡易水道の廃止予定に伴い、市の上水道に切り替えるための配水管布設工事でございます。今年度、先に発注しております第1工区に引き続き、第2工区を施工するものでございます。工事内容につきましては、口径50ミリから100ミリの配水管を648メートル布設する工事でございます。つづきまして、15ページをお願いします。土水更工第3号大岩田地内配水管布設替工事でございます。この工事は、大岩田地内の国道125号に埋設されております老朽管の布設替え工事でございます。工事内容につきましては、口径75ミリから200ミリの配水管を、道路両側へ427.7メートル布設する工事でございます。つづきまして、16ページをお願いします。土水更工第4号中央二丁目地内配水管布設替工事の1工区でございます。この工事は、昨年度、城北町地内において実施してまいりました老朽管の更新工事に引き続き、中央二丁目地内に埋設された老朽管の布設替えを実施するものでございます。工事内容につしまし

ては、口径50ミリから100ミリの配水管を268メートル区間、更新する工事でございます。つづきまして、17ページをお願いします。土水更工第5号西真鍋町地内配水管布設替工事でございます。この工事は、西真鍋町地内に埋設された老朽管につきまして、布設替え工事を実施するものでございます。工事内容につきましては、口径75ミリから150ミリの配水管を、171.6メートル区間、更新する工事でございます。つづきまして、18ページをお願いします。土水更工第6号中村西根地内外配水管布設替工事でございます。この工事は、国道6号バイパスの整備に伴う既設配水管の移設に併わせました老朽管の更新工事でございます。工事内容につきましては、口径75ミリから200ミリの配水管を、199メートル区間、更新する工事でございます。水道課は、以上5件でございます。よろしくをお願いします。

○**勝田委員** 草間課長、教えてください。虫掛66号線ですが、工事箇所の北端と南端はどちらにつながるのでしたか。

○**草間道路建設課長** 大変失礼いたしました。先ほどの補正予算の浅岡課長の資料が見やすい資料となりますが、右下にあります県道小野土浦線から約100メートルの区間は、既に出来上がっておりまして、今回工事をやる箇所が270メートル区間ございまして、そこから先は既に出来上がっているというところでございます。非常に分かりにくい位置図となり申し訳ございません。

○**勝田委員** はい、ありがとうございます。

○**平石委員長** ほかには、よろしいでしょうか。

(「なし」との声あり)

○**平石委員長** 次に、⑧中村南・西根南地区コミュニティ交通の運行計画について執行部から説明願います。

○**飯泉都市計画課長** 都市計画課でございます。つづきまして、中村南・西根南地区コミュニティ交通運行計画につきまして、説明をさせていただきます。サイドブックの⑧中村南・西根南地区コミュニティ交通運行計画についてをお願いいたします。それでは、表紙をおめくりいただきまして、2ページをお願いいたします。1番の運行の趣旨でございます。本市におきましては、持続可能な公共交通網の形成を推進するため、平成29年3月に地域公共交通網形成計画を策定いたしました。この計画に位置付けております公共交通整備の必要性が高い路線の沿線地域におけるアンケート調査の結果や、地域の状況等を踏まえまして、中村南・西根南地区を導入候補地区として選定をいたしまして、導入の効果や持続性確保のための検証等を行うもの

でございます。運行の検討を行うに当たりましては、2番の地元の組織体制にございますとおり、9地区の地区長を始め、各町内から3名程度選出いただき、地元意見交換会を組織して、協議を進めてまいりました。3番の運行計画につきましては、(1)運行の態様といたしまして、路線定期運行とし、(2)事業主体は、土浦市地域公共交通活性化協議会、運行主体につきましては、入札の結果、関東鉄道となっております。次のページをお願いいたします。(3)導入車両は、ワンボックス車、(4)運行は、毎日午前8時から1日10便を予定してございます。(5)運行ダイヤにつきましては1便目を往路といたしまして、荒川沖駅を午前8時に出発し、中村南・西根南地域を巡りまして、イオンモール土浦、そして、終点を霞ヶ浦医療センターとして運行を行うものでございます。2便目につきましては、復路といたしまして、霞ヶ浦医療センターから荒川沖駅への運行となっております。つづきまして、5ページ、6ページが運行ルート、そして、6ページの下にございます(8)運賃につきましては、1乗車200円、小学生は100円として設定しております。7ページをお願いいたします。4番のコミュニティ交通の名称といたしましては、本市のイメージキャラクターであるつちまるバスとするものでございます。5番の(1)運行開始日は、本年10月20日からとし、当日は出発式を予定しております。また、運行開始に当たりましては、地元の皆さんを対象とした試乗会を実施したいと考えております。当日の出発式等につきましては、産業建設委員会の皆様にも御出席をお願いできればと考えておりますので、出発式等の詳細に関しましては、改めまして、ご案内をさせていただきます。説明は、以上となります。よろしく願いいたします。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

○勝田委員 非常に工夫された路線で、期待しています。ワンボックスで10人程度ということだと思っておりますが、人数が多くなった場合の想定はありますか。

○飯泉都市計画課長 定員は8名となっております。乗りこぼしにつきましては、実証実験という形ですので、状況をみながら、必要な改善をしながら取り組んでいきたいと考えております。

○柳澤委員 実験はいつまでですか。

○飯泉都市計画課長 今回は、予算につきましては今年度分の半年分をいただいております。実証実験につきましては、3年を目安に考えております。

○柳澤委員 3年後は、どういうことを基準にして、その後のことを判断するのか。以前から言っているんだけど、乗車率とか運賃の収入とか、腹案はあってしかるべき。バスを走らせて、さあどうするとはならないはずなので、その辺をきちんと説明してほしい。俺は聞いた覚えがないんだわ。いつも言うように、運賃うんぬんの話は、今回はないんだらうけども、そういった話を提示してもらわないと、地域の人だって、3年間走ったあとの目安は説明してもらったほうが、ありがたいんだよね。

○飯泉都市計画課長 これまでも御意見いただきましたことがありました。今回は、ワンボックスということで、なかなか運賃比較のような形では難しいので、今回につきましては、乗車人数を目安に指標を掲げたいと、地元の方と協議を重ねております。ワンボックスでのコミュニティ交通は、本市でも実績がございませんので、半年は状況を見ながら整理してまいりたいと存じます。その内容につきましては、産業建設委員会の委員の皆様にお示しながら御意見を頂きながら実証実験については進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○柳澤委員 ワンボックスだから運賃はカウントしないと。であれば乗車率だわな。1日往復で10便、満車で80人だから、何パーセントくらいかとの腹案はあるはずなんだ。何も提示しないで、さあ皆さん、乗ってくださいよ、それで3年間やって駄目だったら廃止しますよ、と。地域の人だって、その基準も示されていないと。

○飯泉都市計画課長 柳澤委員のおっしゃるとおりで、指標になるものは地域の皆様にとって必要と思います。1日80名、満車で乗れる状況でございますので、仮にそれが50パーセント、定員8名のところを4名乗ったとして、実際に事業収支としてどうなるかの積算はさせていただいておりますけれども、最終的にその目標が適当なのかどうかも、実証実験を通して精査させていただきたいと存じます。説明は、以上でございます。

○柳澤委員 ひとつだけ言いたいんだけど、収支なんて考えたら、こんなものは絶対できないんだからね。収支は、脇に置いておいて、乗車率で考えるべきだと思うんだよね。仮にこの三中地区でうまくいったとして、市民が喜んでくれたから、年間800、900万くらいか。それくらいで喜んでくれるなら、広げていくわ。そんなときに収支を念頭においては駄目だし、子供が100円、大人が200円の運賃が妥当なのかはともかく、まずは乗車率、利用率。アンケートの結果、一番この地域の要望が強かったという話は聞いているんだよね。当然、多くの人を利用すると思うんだよ。やはり、

半年間でどうだったかというのを、参考にしたいという思いはあるんでしょうけれど、4年目以降も継続できるよう、ハードルを下げてもらいたい。

○飯泉都市計画課長 ただ今の御意見を参考にしながら取組を進めてまいりたいと思います。

○小坂委員 提案なのですけれど、できれば、運賃とらないで無料でやってはいかがですか。予算から考えて、実証実験なので、収支うんぬんという話ではなく、行政サービスとして無料でやってみたら良いじゃないかと。載るようになると、今度お金とっても乗るようになります。新治でもM a a sをやっていましたけれども、無料でしたけれど、周知も少なく、少数でした。今回は、区長さんも含めてやっていますので、できるなら、運賃は無料というくらいの気持ちでやっていただけたらというのが、私の提案と気持ちです。

○飯泉都市計画課長 ただ今の運賃のお話については、参考にさせていただけたらと思います。今後は、今回の中村南、西根南地区をモデルとして、他の地域にも路線を拡大していきたいと考えておりますので、運賃に関しましても、どのような形がよいのか、全体を見ながら考えさせていただきたいと思います。

○小坂委員 運賃を取ると、余計な設備も増えますので、無料がいいと思います。

○平石委員長 要望ということでよろしいでしょうか。ほかには、よろしいでしょうか。

○寺内委員 前に新治でバスを運行したときには、大型バスだから小さなところに入っていけなかったので利用率が上がらなかったから、今回、ジャンボタクシーを利用するんだよね。ということは、細いところにも入っていけるようになったんでしょう。だから新治バスのとくと違って、ある程度の乗客を運べると思うんですが、実証実験をやったときには、できれば広範囲に回ってもらえたらと思うので、要望で結構ですから、考えておいてください。

○柳澤委員 停留所の間隔で、一番長いところでどのくらいあるんだろう。分からないかな。というのは、一番利用したいのは、高齢者なんだよね。以前の調査で、300メートル以内に公共交通機関がないと、過疎地域なんだっけ。免許を返してしまった人にとって、300メートルは、結構な距離だと思う。運行経路で、手を挙げたら停まってくれるとか、そういうのは、今回は実験しないのかな。

○飯泉都市計画課長 停留所につきましては、今後の利用状況によって、変

わるかもしれませんが。停留所以外の所につきましては、利用促進策の一環として、今後検討していくことになるかとは、考えてございます。

○柳澤委員 法律上、停留所の間に乗せていかどうかの縛りがあるのか。

○飯泉都市計画課長 法的な部分も、確認しながら進めてまいりたいと考えております。

○内田委員 私はこれ、けっこう乗るような気がしているんですよ。思わぬ人が利用してくれる気がするんです。例えばイオンモールで働く人が荒川沖から行った方が便利だってこともある。思わぬお客が乗って、時間帯によっては、そういう需要が出るような気がします。これが成功してくれることを期待します。以上です。

○平石委員長 要望ということでよろしいでしょうか。ほかには、よろしいでしょうか。

(「なし」との声あり)

○平石委員長 つぎに、⑨土浦市市街化調整区域に係る開発行為等の許可基準に関する条例の一部改正に伴うパブリック・コメントの実施について執行部から説明願います。

○櫻井建築指導課長 別添資料⑨土浦市市街化調整区域に係る開発行為等の許可基準に関する条例」の一部改正に伴うパブリック・コメントの実施についてをお開き願います。2ページをお開きください。このパブリック・コメントについて、令和2年6月の都市計画法の改正により、近年の激甚化・頻発化する災害を踏まえた、災害ハザードエリアを明確するための改正並びに平成18年から市街化調整区域において区域指定制度を制定してきましたが社会情勢の変化に伴う少量の改正を行うことから、土浦市市街化調整区域に係る開発行為等の許可基準に関する条例の一部改正のパブリック・コメントを実施するものであります。災害ハザードエリアの明確化を行います。立地を禁止する訳ではありません。パブリック・コメントの概要については、別添資料9の6ページをお開き願います。区域指定においては、市街化区域から1キロメートルの範囲となっておりましたが、今回は市街化区域のうち工業専用地域を除いた1キロメートルとさせていただきます。また、住宅に関しましては、自己用住宅しかできなかったものを建築物の用途を専用住宅に変更したことにより宅地分譲、建売住宅、賃貸住宅も可能にするように変更したパブリック・コメントを行うものであります。さらに、パブリック・コメント等を踏まえた上で、令和3年12月に土浦市市街化調整区域に係る開発行為等の許可基準に関する条例の一部改正案については議案と

して提出する予定であります。それと、茨城県宅地建物取引業協会・土浦つくば支部及び全日本不動産協会茨城本部の2団体には11月中に説明会を行う予定しております。資料につきましては、2から3ページがパブリック・コメントの概要になります。4ページから5ページが条例改正の新旧対照表となります。6ページが条例化した場合の区域指定の概要版となります。建築指導課からの説明は以上となります。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

(「なし」との声あり)

○平石委員長 続いて⑩工事発注状況報告については、各自、資料を御覧いただくこととし、説明は省略いたします。最後に、その他について、執行部から何かありますか。

○平井都市整備課長 都市整備課でございます。報告案件として、本日委員会資料は御用意しておりませんが、2件の報告をさせていただきます。まず1点目でございます。例年10月の都市緑化月間の時期に合わせて、地域住民の緑化意識の高揚を図るため、都市緑化フェアを開催しており、当該イベントについての報告でございます。今年度は、各々の住環境や世代において、理想の緑化を創造可能な、体験・参加型イベントとして、仮称グリーンフェスタとして、10月9日に開催を予定しておりましたが、現在、茨城県において緊急事態宣言が発出されており、イベントの協賛団体である土浦市造園協会、ラベンダークラブと協議をさせていただいたところ、感染防止対策を徹底した上での開催は、困難との御意見をいただいたことから、体験・参加型のイベントは中止として、代替の啓発事業として、新型コロナウイルス感染症対策が進められている中でも、実施可能な都市緑化へのPR手法について、現在、各団体と協議を行っております。案につきましては、本庁舎に草花等をアレンジした植込みの展示等も考えており、具体的な内容が固まり次第、委員の皆様へ、御報告させていただきたいと考えております。よろしくお願いたします。次に2点目でございます。神立駅西口地区土地区画整理事業の施工箇所であります神立駅前西通り線の供用開始についての報告でございます。令和2年度の繰越工事として、神立駅前西通線の供用開始に向けて、道路工事を進めており、明日、供用の開始をすることとなりましたので、報告させていただきます。都市整備課からの報告は以上でございます。

○滝田下水道課長 前回の委員会に内田委員のほうから一般財源がマイナス190万円にということについての御質問を受けたことについてござい

ます。補正前の①を御覧ください。事業費4,480万に対して国庫補助金が3882万5,000円。当時は充当率75パーセントを見込んで440万円の充当ができることなんですけれども、1,000万に満たないということで、地方債がゼロになっております。一般財源の方が補正前ですと579万5,000円という形になります。つぎに、補正後の②ですけれども、5,500万とうことで、国庫補助金は同じ額ですので3,882万5,000円ですと、下の補正後の括弧を御覧いただくと、同じように充当率75パーセントですと、1,000万を超えるということで、1,210万を地方債で充てることのできるの、一般財源については、407万5,000円となりますと、一般財源だけを見ますと、補正前の597万5,000円、補正後ですと407万5,000万ということでマイナス195万円ということになります。以上です。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

(「なし」との声あり)

○平石委員長 ほかには、よろしいでしょうか。

○浅岡道路管理課長 先ほど、勝田委員からありました道路賠償責任保険ですけれども、市道の認定路線1,529メートルに単価の780円を掛けたものと、認定外の道路104キロに対して単価270円を掛けたものを合わせ、122万1,000円の保険料となっております。以上でございます。

○平石委員長 ほかには、よろしいでしょうか。

(「なし」との声あり)

○平石委員長 それでは長時間にわたり、お疲れ様でございました。以上で、産業建設委員会を閉会します。